

那覇市公報

第 1 6 2 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 755
- 那覇市歌選定委員会規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 757

◇告 示◇

- 平成26年（2014年）5月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 760
- 地籍調査の実施について（地籍調査課）…………… 761
- 平成26年（2014年）5月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 762
- 平成26年（2014年）5月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 763
- 平成26年（2014年）6月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 763
- 那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）…………… 764
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 765
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 766
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 767
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 768
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 769

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）	770
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について（保護管理課）	771
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の休止について（保護管理課）	772
○平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） （国民健康保険課）	773

◇公 告◇

○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	774
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	775
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	776
○県外観光PR業務の受託者選定にかかる公募（プロポーザル方式）の実施について（観光課）	777

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	778
-----------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1593 号の正誤	779
○那覇市公報第 1619 号その 2 の正誤	779

正 誤

○那覇市公報第1593号の正誤

2013(平成25)年4月1日付け那覇市公報第1593号に登載された那覇市教育委員会規則第2号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
130	上から12行目	<u>19～23</u> [略]	<u>19</u> [略] <u>20</u> 補助執行事務に係る市長事務局との連絡調整に関すること。 <u>21～24</u> [略]

○那覇市公報第1619号その2の正誤

2014(平成26)年5月1日付け那覇市公報第1619号その2に登載された監査委員公表について、次のとおり訂正する。

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
506ページ	780ページと差し替え
507ページ	781ページと差し替え
509ページ	782ページと差し替え
510ページ	783ページと差し替え
511ページ	784ページと差し替え
592ページ	785ページと差し替え
593ページ	786ページと差し替え

— 47 —

— 46 —

[illegible]

上記では、老朽化に伴い、建て替えが決まっている市民会館など一部の施設については、直営のまま継続するという方針は納得できるが、その他のほとんどの施設については、指定管理者制度導入に否定的である。上記に記載されている導入しない理由を見ると、

課名	学習課題	文 化 財	課 題
課名	導入の可否	玉陵 当面は導入 しない	課 題 玉陵 当面は導入 しない
施設の見学	施設の設置環境を事例	那覇市玉陵及び強名園を事例	玉陵 当面は導入 しない
今後の計画等	導入しない理由	現在維持	玉陵 当面は導入 しない
課名	導入の可否	玉陵 当面は導入 しない	課 題 玉陵 当面は導入 しない
施設の見学	施設の設置環境を事例	那覇市玉陵及び強名園を事例	玉陵 当面は導入 しない
今後の計画等	導入しない理由	現在維持	玉陵 当面は導入 しない

(6) 市と事業実施上及び財政上密接に関連する団体について

以下の表は、監査の結果、団体の設置経緯や、事業上の関係並びに財政上の結びつきなどから、市と極めて密接に関連すると思われる指定管理者 6 団体と当該 6 団体の平成 24 年度市財政援助額に対する各団体経常収支合計額の割合を示したものである。

(単位:千円)

	社団法人 那覇市観光 協会	社団法人 那覇市母子 寡婦福祉会	社会福祉法人 那覇市社会福 祉協議会	特定非営利活 動法人那覇市 体育協会	社団法人 那覇市身体障 害者福祉協会	公益社団法人 那覇市シルバ ー人材センタ ー	合計
財政援助額							
補助金	92,477	979	70,420	4,571	1,000	13,546	182,993
委託金 (※ 1)	90,823	57,716	201,715	155,938	57,106	216,427	779,725
負担金	210	0	0	0	0	0	210
上 記 合 計 (A)	183,510	58,695	272,136	160,509	58,106	229,973	962,929
事業収入合 計 (B)	188,607	74,071	594,044	249,014	121,372	430,275	1,657,383
事業収入に 対する市財 政援助額の 割合 (A/B)	97%	79%	46%	64%	48%	53%	58%

(上記の数値は市から入手した。なお、事業収入 (B) は、原則として、各団体の決算書における経常収入の合計額である。)

上記は、市が団体に対して直接、財政援助している額であり、事業収入に対する市財政援助額の割合は、もつとも高いところで、社団法人那覇市観光協会の約 97%、低いところで、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会の約 46%となっている。

また、平成 24 年度における上記 6 団体に対する市の財政援助合計額は約 9 億 6 千万円であり、事業収入合計額に対する割合は、約 58%である。

ところで、市は現在、市の要綱等でいわゆる外郭団体を定めていない。その理由は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項などの規定に基づき、議会への報告と監査委員監査が必要とされる、市が基本財産等の 4 分の 1 以上を出資又は出捐している団体 (民間営利企業を除く) が無いから、ということであった。

確かに、上表に示した団体については、現在、市の出資等はないものとされており、

また、市職員の派遣もないことから、自治法上、直接の関与が求められる外郭団体に該当しないとも言える。

しかしながら、監査の結果、これらの団体は、設立当初に市が関与して設立されたと思われること、実際に行われている事業が市の事業と一体となっており、市の業務の補完的な役割を果たしていること、また、市の財政援助額の多寡などから、市と密接に関わる団体であることは言うまでもない。

株式会社では、最高意思決定機関である株主総会で行使しうる実質的な議決権の割合で親会社が関与すべき子会社、関連会社が決定されるが、それは、あくまで民間営利企業だからであって、公益性の高い社団法人や社会福祉法人などに対して出資等割合のみで判断するのは妥当でない。

したがって、上記の 6 団体を外郭団体と位置づけるか、あるいは、これに準ずるものと位置づけ、市民に対し、団体の現況や財務情報などの情報開示を通して、団体が実施している事業の市に対する役割や団体の在り方などについて説明責任を果たしていく必要がある。一方、団体側も市との関係を踏まえ、積極的に情報開示を行うなどすれば、各団体の事業に対する市民の理解も深まり、今後の事業展開にも有用であろう。

なお、公益社団法人那覇市シルバー人材センターには、出捐金として 1 千万円が出資されており、同人材センター及び市に対して過去の出捐の経緯を確認したものの、この監査結果報告書作成時点において確かな回答は得られていない。

[illegible]

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ） ※ 「その他」は該当しない場合か現状では判断できない場合

[illegible]

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ） ※ 「その他」は該当ない場合が現状では判断できない場合

[illegible]

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ） ※ 「その他」は該当ない場合か現状では判断できない場合

[illegible]

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ） ※ 「その他」は該当ない場合が現状では判断できない場合

二) 那覇女性センター

- ・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅 2-3-1
所管課	新都心銘苅庁舎（総務部管財課→市民文化部まちづくり協働推進課） なは女性センター：総務部 平和交流・男女参画課
使用開始年月	新都心銘苅庁舎 平成 15 年 5 月 19 日 (なは女性センター 平成 15 年 5 月 26 日)
設置目的	女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供するにより女性の地位向上に資する。
設置根拠条例	なは女性センター条例
主な施設種類	市庁舎（新都心銘苅庁舎）
敷地面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎 4,076.00 m ² （内なは女性センター 359.1 m ² ）
延床面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎 8,857.27 m ² （内なは女性センター 359.1 m ² ）
施設取得費	新都心銘苅庁舎 建物： 0 円（1025.15 贈与） 土地：757,163,058 円
開館時間	（月～金）9～21 時（土）9～17 時
休館日	日曜・祝日・児童の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	使用料なし。
施設の特徴	なは女性センターは、新都心銘苅庁舎の 1 階に設置されており、女性に関する諸問題についての学習活動グループに、学習室等を提供している。資料室では図書、女性学講座などの各種資料の閲覧や貸し出しなどを行っており、相談室「ダイヤルうなひ」では、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提供している。 新都心銘苅庁舎（建物）は、事業者（リース会社）より 10 年間リース方式で賃借（平成 15 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日、リース料総額 1,387,095,000 円）。リース満了後に無償譲渡。所有権移転（平成 25 年 5 月 15 日）。銘苅庁舎利活用基本方針（1024 年 8 月策定）により本市の重要施策である市民協働のための拠点として位置づけ、市民協働団体の育成と連携に資する施設とし、また、隣接する IT 創造館への企業入居ニーズに対応するとともに、市民協働の連携・支援の仕組みづくりを組み込んだ施設と整備する。H26 年度に改築工事を予定している。

[illegible]

直営施設の結果及び意見 (まとめ)